令和８年第 10 回　琴浦町教育委員会定例会　日程【成議書】

と　き：令和８年９月２８日（月）13:30～
ところ：まなびタウンとうはく小会議室

1　開会

2　前会議録の承認【承認】

3　会議録署名委員の指名（森田委員、鍛川委員）

4　教育長あいさつ

5　各課報告
（１）教育総務課
・特別支援教育就学奨励費の認定取消について
・就学時健診の実施について
・就学援助新入学児童生徒学用品費等の支給申請について
・琴浦町議会９月定例会関係
・主な学校関係行事
（２）社会教育課
・各地区公民館まつり・作品展等の開催について
・文化芸術関係イベントの開催について
（３）人権・同和教育課
・各文化センター部落解放文化祭の開催について

6　その他
（１）後期計画訪問の日程について
（２）体験的活動等休業日の実施について
（３）琴浦町総合計画審議会委員の推薦について
（４）生徒指導報告について

7　閉会

【次回の予定】定例会：令和８年 10 月 29 日（木）10 時 00 分～

令和８年度９月定例議会一般質問に係る答弁について

令和８年９月２８日
定例教育委員会資料
教育長　河原裕司

差別の定義と認識、学校現場で差別的言動等が発生した場合の基準や対応について（大平　高志議員）

結論から申し上げると「差別事象等対応マニュアル」の見直しを検討したいと思います。

「差別」の定義ですが、マニュアルには「本人の努力によってどうすることもできない事柄に対して、客観的な事実や合理的な根拠に基づかない偏見や差別意識等によって、その人の自由や権利を無視する、侵害する等、不平等で不利益な扱いをすること」と定義しています。加えて、私は「本人の努力によってどうすることもできない事柄」の部分に、女性とか、障がいのあるなど、「属性」に係る記載が必要だと考えます。「差別」かどうかの決定的な基準は「その属性を理由にしているかどうか」だと考えるからです。

学校現場で実際の対応にあたっては、一律の基準で対処するのではなく、関係する児童生徒から丁寧に話を聞き取り、それが差別事象にあたるのか、それ以外の人権侵害なのかなど判断していくこととしています。児童生徒一人ひとりの心情に十分配慮しながら、その言動を振り返り、認識や配慮が不十分だった部分などについて振り返り、自覚させることを通して、集団全体で相手を大切にすることや、人権の大切さなどついて深め合う、ひとつの教育的な学びの機会として捉えた対応を行っています。

※「マニュアル」は行政対応に係る手順、基本的な手続きは示されているが、教育行政や学校教育についての位置づけが不明瞭であるため、見直しの際に検討が必要であると答弁

児童生徒への人権教育及び教育行政における人権教育の推進の方針について（大平　高志議員）

人権教育の推進ですが、児童生徒一人ひとりの個性や違いを認め合い、多様性が尊重される差別のない教育環境としていくため、発達段階に応じた指導計画により教科、領域を通した人権尊重の態度の育成。交流活動や体験学習では、多様性の理解と共生の意識を深める取り組みの推進。教職員の人権意識や指導力を高める研修の実施と、全校的な推進体制の強化を進めています。また参観日や人権参観日などを通じ、学校・家庭・地域で人権について考える時間も持っています。

次に、今後の教育行政における人権教育推進の方針について、「琴浦町人権尊重のまちづくり条例」に基づき、様々な人権課題に取り組み、問題の解消を図るための教育、啓発を推進していきたいと思います。具体的には、琴浦町人権・同和教育推進協議会が行う人権啓発事業や人権・同和教育部落懇談会の開催、東伯・赤碕文化センターの「人権まなびの講座」開催など、様々な学習機会を設け、町民の人権意識の高揚を図っていきたいと思います。

ここで、「差別事象等対応マニュアル」には、「町職員の自覚」として、「時間内はもとより勤務時間外であっても、差別的言動に出会った場合、その非を指摘し注意する等、適切な対応が行えるようにしなければならない」と記載があります。しかし、人づてで差別発言を聞いた場合や、相手が興奮状態など、話が入らない場合等の状況では時間をおいて指摘することもあると思います。多くの町職員も同様だと思います。私も含め町職員が適切な対応がとれるよう、研修会等に参加し、様々な人権問題に対して正しい認識を深めるとともに、日常生活の中で差別や人権侵害に関わる出来事に接した際、直感的にその出来事はおかしいと思える感性と、適切な対応が取れる態度の形成など、豊かな人権感覚を身に付けるように努めていくことが推進していく上で大事だと思っています。

・「差別事象等対応マニュアル」の学校現場等への周知・共有
・差別事象の認定、事実確認等について
・判断者及び担当者の判断で対応が異なることを防ぐ仕組の担保
・差別事象を町全体の人権教育の改善につなげるための事案の検証、連携等について

（大平　高志議員）

差別事象等対応マニュアルの学校現場への周知について、認知度が不十分と感じられたため、マニュアルの周知を８月校長会で行いました。

ここで、このマニュアルは学校にも基本的には適用されると思っていますが、実際の適用においては、まだまだ発達段階にある児童生徒の教育の機会として捉え、教師の教師たる主体性、学校の主体性や機能を尊重ですべきであると思っています。当然、その差別事象の背景等は差別事象検討委員会等において共有することは必要で、そこで差別事象の背景や対応状況の分析、今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行っていくことは重要であると思います。

次に、マニュアルについて、目的は差別事象の再発防止であり、認定を行うものではありません。事実確認、主管課との連携及び関係団体への連絡については、それぞれの基本的な流れはマニュアルに記載してあるとおりです。

しかし、私はマニュアルとは、業務の手順やルールをまとめて、誰でも同じレベルの作業と結果を出せるようにしたものであると考えています。単純作業等はマニュアル通りするべき業務ですが、柔軟な対応が求められる業務については、マニュアルの手順を踏まえた上で、マニュアル通りにはならない場合もあると思います。被害を受けた人の心情、発生した文脈、社会的背景などが複雑に絡み合うため、機械的な一律の対応をするとかえって事態を悪化することもあるのではないか、と思うからです。いずれにしても担当者等の判断により対応が異なることを防ぐため、関係課等と過去の事例や他自治体の事例も参考としながら協議し判断することが重要です。

最後に再発防止等について、事案の事実確認などを行った上で、差別事象検討委員会を開催しています。ここでは有識者を交えて差別事象の背景や対応状況の分析、そして再発防止に向けた今後の効果的な対策や啓発方法等の検討を行います。町は検討委員会の結果を受けて、適正な対策や啓発方法の改善を関係部署と連携して行います。

旧古布庄保育園の改修に対する地域住民の要望の反映について（田中　肇議員）

すべての要望について対応することは予算的にも建物の構造的にも難しいと思っていますが、現在行っている社会教育活動や地域に根差した取組を改修後も継続して実施できるよう、事業内容や運営方法、部屋の使い方等を工夫して使用していただきたいと思っています。

改修後、実際に使用する中で不便を感じる箇所等の要望については、できる範囲で対応を検討していきたいと思います。

小中学校からの避難経路の安全性確保と避難訓練の実施状況について（中原　大輔議員）

大規模な災害等が発生し、児童生徒による安全な下校が確保できないと判断した際には、保護者にその旨を連絡し、引き渡しによる下校を実施します。

このため小学校では毎年、保護者への引き渡し訓練を行っています。各学校では、校庭などの一次避難場所までの避難経路を定め、役割分担等を含め校内で共有しています。その上で各種避難訓練を実施しています。実践的な能力を育てるために、事前予告なしの訓練や休憩時に訓練を行う場合もあります。

また、消防署等にご協力いただき、避難経路や誘導方法、連絡体制等について専門的な立場から助言を受けることもあります。

訓練後には振り返りを行い、必要に応じて避難経路や避難方法など、防災マニュアル等の改善を行っていると聞いています。

小中学校での熱中症対策、エアコン設置の現状と体育館での整備計画について（中原　大輔議員）

各教室にはエアコンが整備されているため、適切に活用することとしています。当然、適度な水分補給と休憩時間の確保も行っています。朝の健康観察や活動時の児童生徒の様子に留意し健康状況に応じて、また屋外や体育館などでの活動の前には暑さ指数（WBGT）を測定し、その数値によって活動の内容や方法の変更を行うこともあります。

近年は、熱中症事故の発生リスクが高い活動については実施時期や活動内容の調整を行っています。かなり以前から夏休みの駅伝練習は教職員のずらし勤務により早朝に行われてます。また今年度から中学校の運動会の開催時期が変更となりました。（東伯中 10/3、赤碕中 5/30）

職員も熱中症事故防止や緊急時の処置・対応を研修等で学び共通理解を図っています。

次に、エアコン設置状況と体育館の整備計画について、令和８年８月末で、全小中学校の普通教室、特別教室、職員室など必要な部屋については整備を終えました。

中学校体育館の空調整備について、現在、工法検討をすすめているところで、令和９年、10 年で実施設計、続く 10 年 11 年の整備に向けて検討しているところです。

二宮金次郎の銅像の設置状況と撤去等の経過、及び彼の業績内容を教育現場で教えることについて

（川上　強志議員）

まず、二宮金次郎像の経緯について、町内に現存する像は聖郷小学校、旧安田小学校、旧以西小学校の３体で、1940 年頃に設置されたものと推察されます。３体はその後の学校再編等において、先ほどの学校に引き継がれてきたものと思われます。その他の学校には現在設置はなく、撤去の経緯等も記録がないため確認はできませんが、学校再編等の際に引き継がれなかったのではないかと思われます。

次に、二宮尊徳の業績、人物評価等ですが、二宮尊徳は貧しい少年時代に働きながら勉強し、後に村や藩の復興に尽力した人物として知られ、特に有名なのが「薪を背負いながら本を読む少年」という姿です。「働くことを怠らず、時間を惜しんで勉強する」という勤勉の象徴として非常に分かりやすく、戦前の「修身」の教材にも登場し、子どもの模範として扱われた人物です。

二宮尊徳の功績は江戸末期、600 余りの村や藩の復興したことで、現在の言葉でいえば、農業・地域経済・財政再建を組み合わせた「地域再生の実務家」に近い人物ではないかと思います。その根底にある「報徳仕法」の精神、生き方はこれまで多くの名経営者が学んでこられたものですし、現代の我々も学ぶべきことが多いと思っています。

数多くの先人、偉人がいる中、町として特段に二宮金次郎のみを取り上げて一律に学習させることは考えていませんが、その功績や思想等、学ぶべきところは多々あり、社会科や道徳などで取り扱うことはできると考えます。どの人物を深く取り上げるかは教員の裁量によるところですが、状況や必要に応じて偉人について掘り下げて学習していると認識しています。

※下線部：授業で取り扱ってほしい旨の強い要望あり

保護者連絡アプリ統一に向けた検討、ICT を活用したペーパーレス化の推進について（小倉　典子議員）

保護者連絡アプリについては、一部の学校は学習アプリの機能を活用していますが、多くは「マチコミ」を利用しています。きょうだいが異なる学校に通うご家庭においては複数のアプリ管理が必要にはなりますが、各学校のこれまでの経緯があると思いますので、教育委員会として統一しなくてはならないという差し迫った認識はありません。

チラシ等の配布の現状について、学校外部の団体等が作成するチラシについては、その団体が必要部数を印刷、仕分けをして学校に持ち込まれたものを配布しています。一方で学校だよりや学級だよりその他、多くの文書を学校からも配布していますが、印刷して配布している学校と、データ配信を行っている学校があります。

ペーパーレス化について、校務 DX の方針や、学校安全衛生委員会などでの話し合いも経て、電子データによる配信も少しずつ進んできていますが、学校だよりなどは紙で手元にほしいという保護者の思いや、子どもたちに手に取って読んでほしいという学校の思いも大切にしたいと考えています。

いずれにしても各学校の実態等を踏まえながら、様々なご意見をいただきながら進めていきたいと思います。

小中学校における熱中症発生状況、登下校時における熱中症リスク、荷物の負担軽減、バス送迎、冷却グッズの配備やミストシャワーの設置などについて

（小倉　典子議員）

学校において、熱中症の疑いなどにより体調不良を訴えた児童生徒について、昨年度においては小学校で 34 件、中学校で 3 件の計 37 件。このうち 36 件は保健室等での処置を行い少し休んで復帰しています。1 件のみ、その後病院での診察を受けていますが、軽症だったと聞いています。

登下校時における熱中症リスクについて、小学校ではスクールバス利用者（R8 年度 69 人）を除き、徒歩での登下校のため、熱中症のリスクは高いと考えています。特に小学生の下校時刻は暑い時間帯の場合が多く、負担も大きいと思います。各学校では帽子の着用や水筒の持参を推奨、規則正しい生活による体調管理を呼びかけています。また日傘やネッククーラー、冷感タオルなどの冷却グッズの使用について特に制限をしていません。中学校では、夏場の時期は体操服での登下校も可能としています。

荷物の軽減について、町内の小学校ではランドセルまたはランドナップを使用されています。ランドセルは夏場は背中が暑いという声もありますが、これについては特に教育委員会や学校が指定しているというものではありません。

教科書等については自宅学習もあり、基本的には持ち帰りとなっていますが、資料集等、常に学校に置いてあるものもあります。また教科やそのときの状況によっては持ち帰らないものなど、それぞれの学校で対応されています。

スクールバスの拡充については、町長の答弁にもあったとおり難しい状況です。また冷却グッズやミストシャワーなどに関しても、近年の夏場の暑さに対応するためにさまざまなものが販売されていますが、個別のものを一律に配布したり設置したりすることは考えていません。

ここで以前にも答弁しましたが、「学校保健安全法」で学校の役割が定められています。第 27 条では登下校の際の交通安全のルール等を教えることとなっています。ですから学校は登下校の交通安全について様々な指導や訓練を行っています。第 30 条では警察や保護者と連携することとなっています。帽子の着用や水筒の持参、規則正しい生活、食事など、保護者に様々なお願いをしているのはそのためです。

つまり個別の気象条件に応じた個人の体調管理など、学校と自宅までの道中すべてを直接管理・監督

する義務までは負っていません。登下校中の個別の水分補給の状況や体調変化を学校側がリアルタイムで管理することは不可能に近いからです。学校側の具体的な指示・対応に著しい過失があると認められる例外的な状況を除き、法的には登下校中の体調不良は保護者の管理責任です。

このようなことを言うと懸念されるのが、子どもを車で送迎することです。そうすればそのときは保護者は安心すると思いますが、私は子どもの大切な成長の機会を失っている可能性があると思っています。基礎体力の向上、空間認知能力、危険予測能力など大切な成長の機会を失う可能性があるということです。

学校は社会に出るための準備期間として、様々なことを身に付けていくところです。暑さだけでなく、登下校の交通安全、体育や図工、理科の授業、運動会などの体育行事などではリスクを伴うものも多くあります。こうした危険性からすべて遠ざけるのではなく、それぞれの環境において、リスクを認識し、考える力、対応する力を身に付けさせることは教育の大事な役目であると思います。

総合体育館及び学校体育館における暑さ対策の現状、中学校体育館空調整備スケジュールについて

（小倉　典子議員）

総合体育館の暑さ対策の現状について、体育館ロビーに大型の暑さ指数計を設置し、暑さ指数が確認できるようにしています。そして熱中症アラートの発令が出れば、体育館入口に発令に係る掲示を行い、利用者へ注意喚起を行っています。また夏季期間中は、大型扇風機３台の貸し出しを行っています。トレーニングルームは空調機器で室温を管理しています。

学校の体育館の暑さ対策の現状について、上窓や下窓、ドアなどを開け、大型サーキュレーターの活用も行い、空気の流れを作ります。運動中は大量に汗をかくため、こまめな休憩や水分補給を取り入れています。活動前に暑さ指数を計測し、その数値によって活動の内容変更等を行うこともあります。

中学校体育館の空調整備については、現在、工法検討をすすめているところです。令和９年、10 年で実施設計、続く 10 年、11 年の整備に向けて検討しているところです。

総合体育館については、公園施設長寿命化計画策定における健全度調査により屋根や外壁等の修繕が急ぐため、その後に向けて計画したいと思います。財源は社会資本整備総合交付金（国交省）とスポーツ・文化施設整備補助金の案を持っています。

指定福祉避難所（平岩記念会館）の施設点検及び補修についてについて（小倉　典子議員）

琴浦町公共施設総合管理計画における劣化度調査では、外壁のひび割れ、内部床材のたわみ、建具の劣化を把握しています。令和６年度に実施した公園施設長寿命化計画策定業務における健全度調査では、緊急度は三段階評価の「中」の位置づけでした。修繕については、予防保全として財政推計を踏まえて計画していく予定としています。

船上神社周辺の寺坊跡の土塁群の環境整備について（小椋　正和議員）

文化財としての重要性は認識していますので、可能な範囲で適切な維持管理は必要だと考えています。

令和８年９月教育委員会定例会報告

教育総務課

１．特別支援教育就学奨励費の認定取消について

学校名	学年	要　件	取消日
八橋小	6	区域外就学開始により町内小学校に在籍しなくなったため	R8.8.24

２．就学時健診の実施について

学 校 名	健康診断実施日	予定児童数	【参考】1 年生の人数（4 月時点）				
			R8	R7	R6	R5	R4
浦安小学校	10月14日（水）	14	34	28	27	35	33
聖郷小学校	11月10日（火）	11	10	17	14	15	13
八橋小学校	11月18日（水）	23	16	27	27	27	19
赤碕小学校	10月22日（木）	23	26	21	30	20	31
船上小学校	10月　1日（木）	13	22	25	16	20	18
		84	108	118	114	117	114

３．就学援助新入学児童生徒学用品費等の支給申請について

令和９年４月に公立小中学校に就学する新１年生を対象として、入学準備にかかる費用の一部を「新入学児童生徒学用品費」として入学前に支給します。

申請受付期間　～令和８年１１月１８日

４．琴浦町議会９月定例会関係

・令和７年度決算認定（事業評価）
・令和８年度補正予算
・教育委員の選任

５．主な学校関係行事

10/3～　　中部地区新人大会
10/7　　中部英語弁論大会
10/9　　中部駅伝
10/10　　学習発表会（八橋小学校）
10/15　　学習発表会（船上小学校）
10/24　　学習発表会（浦安・聖郷・赤碕小学校）
10/28　　県駅伝

令和８年９月教育委員会定例会報告

社会教育課

１．各地区公民館まつり・作品展等の開催について

下記一覧表のとおり開催されますので、ご案内します。

名　　称	日　　時	会　　場
下郷公民館まつり	10 月 25 日（日）　9：00～15：00 （関連事業：健康麻雀交流会） 10 月 17 日（土）12：00～17：00	下郷地区公民館
安田秋祭り	展示：11 月 2 日（月）～8 日（日） 9:00～16:00 イベント他：11 月 7 日（土）・8 日（日） 9:00～13:00	安田の郷、 琴浦町立安田体育館
森の芸術展２０２６	11 月 7 日（土）～9 日（月） 9:00～16:00	古布庄地区公民館
上郷地区公民館まつり	11 月 15 日（日）9：30～15：00	上郷地区公民館
いさい住民作品展	11 月 14 日（土）9:00～16:00 11 月 15 日（日）9:00～16:00 （14 日：じげもん感謝祭同時開催）	いさいベース、 琴浦町立以西体育館

２．文化芸術関係イベントの開催について

地域で文化芸術活動をされている個人・団体のみなさんの日ごろの活動成果を発表するイベントが開催されます。

各イベントの開催日時と会場は以下のとおり。

行事名	日時・会場
第 19 回 琴浦町民文化祭	日時：10 月 31 日(土)～11 月 2 日(月) 9:00～16:00（最終日は 12:00 まで） 会場：生涯学習センター （まなびタウンとうはく）
第 9 回 カウベル合唱フェスティバル	日時：11 月 14 日(土)13:30 開演 会場：生涯学習センター （まなびタウンとうはく） チケット受付開始 10/1（木）予定
第 11 回 琴浦　秋の芸能祭	日時：11 月 22 日(日)12:30 開演 会場：赤碕地域コミュニティセンター チケット受付開始 10/19（月）予定

令和８年９月２８日教育委員会定例会報告

人権・同和教育課

１　各文化センター部落解放文化祭の開催について

名　　称	日時・会場
第 41 回 あかさき部落解放文化祭	日　時：11 月 7 日（土）～9 日（月） 会　場：赤碕文化センター テーマ：未来を創造し　自らが部落解放への 情熱をたぎらせて 【主な内容（予定)】 11 月 7 日（土） ・子どもみこし祭り（みこしのねり歩き） ・学習発表 ・あかさき人権まなびの講座 演題：福を運んだ人形と「じんけん」 講師：阿波木偶箱まわし保存会 11 月 8 日（日） ・ふれあい交流バザー ・赤碕中学校３年生　人権劇 2026 11 月 9 日（月） ・赤碕中学校区こども園年長児交流会 ・船上小学校５年生・６年生、赤碕小学校６年生と 解放「学習会」の学習発表交流会
第 51 回 とうはく部落解放文化祭	日　時：10 月 24 日（土）～27 日（火） 会　場：東伯文化センターほか テーマ：『誰もが自分らしく生きられる社会をめざして』～知り、気づき、未来を変える行動へ～ 【主な内容（予定)】 10 月 24 日（土） ・人権学習会の発表 ・大型絵本のよみきかせ ・光太鼓の演奏 ・炊き込みご飯、みそ汁の配布 10 月 25 日（日） ・こどもひろば ・東伯人権まなびの講座 演題:社会に居場所をみつけた紙芝居との出会い 講師：絵芝居師　小川よしのり　さん 10 月 26 日（月） ・５歳児交流会、３小人権・同和教育講演会

令和８年度　後期町教委計画訪問　詳細日程の計画表

日程等

期　日	学校名	日　　程		教育局
10月9日 （金）	赤碕 中学校	訪問時間	内容	前川 指導主事
		９：００～　９：３０	学校経営等の説明	
		９：４０～１０：３０	２時間目の授業参観・環境確認	
		１０：３５～１０：４０	授業のない職員紹介	
		１０：４０～１１：２０	懇談会	
10月19日 （月）	東伯 中学校	訪問時間	内容	中前 指導主事
		１０：００～１０：３０	学校経営等の説明	
		１０：４０～１１：３０	３時間目の授業参観	
		１１：３０～１１：３５	授業のない職員紹介	
		１１：４０～１２：２０	懇談会	
10月21日 （水）	赤碕 小学校	訪問時間	内容	青木 指導主事
		９：００～　９：３０	学校経営等の説明	
		９：３５～１０：２０	２時間目の学習参観・環境確認	
		１０：２５～１０：３０	授業のない職員紹介	
		１０：３０～１１：１０	懇談	
11月2日 （月）	浦安 小学校	訪問時間	内容	青木 指導主事
		９：５０～１０：２０	学校経営等の説明	
		１０：２５～１０：３５	授業のない職員紹介	
		１０：４０～１１：２５	３時間目の授業参観・環境確認	
		１１：３０～１２：１０	懇談会	
		１２：１０～１２：３５	給食	

「体験的学習活動等休業日」の実施について

琴浦町教育委員会

1　実施のねらい

「体験的学習活動等休業日」は、家庭及び地域における体験的な学習活動などを行うため琴浦町教育委員会が定める学校休業日（学校教育法施行令に定められた休業日）です。

この休業日を導入することにより、家庭及び地域におけるさまざまな体験的活動への参加を通じて、大人と子どもがふれあいを深めながら、子どもたちの心身の健全な発達を促すことを目的とします。

2　体験的学習活動とは

「体験的学習活動」とは、「自分自身が実際に経験し、学ぶ活動」です。

例えば、以下のような活動が挙げられます。

（１）生活・文化体験活動（遊び、お手伝い、スポーツ、地域行事など）

（２）自然体験活動（登山、キャンプ、星空観察、動植物観察など）

（３）社会体験活動（ボランティア活動、職場体験活動など）

3　実施期日

令和８年１１月２０日（金）

4　実施対象

琴浦町立小・中学校の児童及び生徒

5　教職員の服務の取扱いについて

県費負担教職員、町費負担教職員とも、体験的学習活動等休業日は、「勤務を要する日」において実施するため、年次有給休暇を取得するものとする。

6　その他

（１）児童クラブについて

・「通年」で申請されている児童のみ利用することができる。当日の出欠については、児童クラブに利用者が伝える。

・7 時 30 分から 18 時 30 分まで利用することができる。

（２）緊急時の連絡体制について

・学校に勤務者を置かないため、対外的な業務（電話対応を含む）は行わない。緊急時の連絡は、各学校携帯電話を使用して行う。

（３）その他

・中学校の部活動は、原則実施しない。

・町外等からの転入者に対しては、町民生活課に協力を要請し、体験的学習活動等休業日以外の日に当該学校で手続きを行っていただけるように案内する。

・保護者や町民、企業等に対し、事前に通知文書や町のホームページ等で周知と協力を図る。

・社会教育施設や地域等で、児童生徒が参加できるイベントを企画・実施していただくように依頼する。

令和８年９月１日

琴浦町教育委員会　　御中

琴浦町長　福本　まり子
（　公　印　省　略　）

琴浦町総合計画審議会委員の推薦について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

町では、今年度に第３次琴浦町総合計画の中間見直しを実施します。計画の見直しにあたっては、様々な見地からのご意見をいただくため、町民や各分野の代表者による審議会を立ち上げ、これまでの取り組みに対する評価について意見交換を行います。

つきましては、貴委員会より１名を、審議会委員に推薦いただきたいので、別紙推薦書によりご回答いただきますようよろしくお願いいたします。

記

１　第３次琴浦町総合計画について
・計画期間　　令和４～１３年度の１０年間
・内　　容　　今後１０年間で目指す琴浦町の将来像、理念、取り組むべき施策を計画し策定したもの
※中間年度である令和８年度に見直しを実施

２　審議会について
・審議会名称　琴浦町総合計画審議会
・委員の役割　計画改定に向けて、これまでの取り組みに対する評価や意見交換を行い、次の５年間に向けた施策等について審議する。
・委員任期　　委嘱の日から令和９年３月３１日まで
・開催時期　　年２回
・第１回　令和８年１０月２６日（月）
・第２回　令和９年１月頃
※時間はいずれも１９時～２０時半までを予定しています。
・報酬　　町条例で定めた額（審議会１回につき 2,000 円）

３　推薦期限　　令和８年９月１１日（金）

担当：琴浦町企画政策課　湯本、佐々木、西村
電話：０８５８－５２－１７０８
ファクシミリ：０８５８－４９－００００
電子メール：kikaku@town.kotoura.tottori.jp